

保育料・延長保育料一覧

(単位：円)

世帯の階層区分			保育料等の月額 （１人につき）	区立保育園、区立認定こども園 延長保育料の月額（１人につき）		
階層	定義			３歳未満児	３歳児	４歳以上児
				保育標準時間		
A	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯		０	０	０	０
B 1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む）		０	０	０	０
D 1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円未満である世帯	０	900	900	900
D 2		所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	０	900	900	900
D 3		所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	０	900	900	900
D 4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	０	1,800	1,300	1,300
D 5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	０	2,300	1,500	1,500
D 6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	０	2,700	1,800	1,800
D 7		所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	０	2,900	2,000	1,900
D 8		所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	０	3,200	2,100	2,100
D 9		所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	０	3,500	2,300	2,300
D 1 0		所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	０	3,800	2,500	2,300
D 1 1		所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	０	4,000	2,700	2,400
D 1 2		所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	０	4,200	2,800	2,400
D 1 3		所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	０	4,500	2,900	2,400
D 1 4		所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	０	4,700	3,000	2,500
D 1 5		所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	０	5,000	3,000	2,500
D 1 6		所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	０	5,200	3,000	2,500
D 1 7		所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	０	5,300	3,100	2,600
D 1 8		所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	０	5,500	3,200	2,600
D 1 9		所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	０	5,700	3,200	2,700
D 2 0		所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	０	5,800	3,300	2,800
D 2 1		所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	０	6,100	3,400	2,900
D 2 2		所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	０	6,400	3,500	3,000
D 2 3		所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	０	6,700	3,600	3,100
D 2 4		所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	０	7,000	3,700	3,200
D 2 5		所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	０	7,300	3,800	3,200
D 2 6		所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	０	7,400	3,800	3,300
D 2 7		所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	０	7,600	3,900	3,400
D 2 8		所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	０	7,700	4,100	3,500
D 2 9		所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	０	7,800	4,200	3,700
D 3 0		所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	０	7,900	4,300	3,800

※一覧の3歳未満児とは0～2歳児クラス、4歳以上児とは4～5歳児クラスのことです。
※保育料階層を決定する際の住民税所得割課税額は、住宅借入金等控除・配当控除・外国税控除・寄附金控除等を適用しない税額となります。
※区立保育園、区立認定こども園以外の延長保育料は、各施設で定めています。詳しくは直接施設にお問い合わせください。
※保育料は無償化されていますが、延長保育料は無償化の対象外です。
※税資料の提出がなく、税額の確認ができない場合は、D30と同じになります。
後で税資料が提出された場合は、その年度に限り、4月にさかのほり保育料階層を決定し直します。
※一覧の税額算定は、4月から8月までの月分については前年度分、9月から3月分については当年度分の住民税所得割課税額により行います。